

I 一部事務組合の統廃合の方針及び統廃合協議の進め方

1 一部事務組合の統廃合の方針

一般廃棄物処理広域化に関する協定書（令和4年11月14日）第7条の規定に基づき、沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合（以下これらを「清掃組合」という。）は解散することとし、ごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に係る事務は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合（以下「広域組合」という。）に承継する。ただし、清掃組合が、現在共同処理している他の事務については、今後、清掃組合と構成市町村間で協議を行なうものとする。

統廃合後の組合（以下「統廃組合」という。）の名称は、「利根沼田広域市町村圏振興整備組合」を基本とする。ただし、必要に応じて協議をすることができるものとする。

統廃組合の主たる事務所の所在地は、現行のとおり（沼田市上原町1801番地2）とする。

2 統廃合協議の進め方

清掃組合及びその構成市町村は、解散に向けて調整を図り、広域組合との協議が必要な事項については、広域組合及びその構成市町村と協議を行うものとする。

【参考】利根沼田一般廃棄物処理広域化施設整備協議会は、調整、確認等を行いますが、決定機関ではありません。

【参考：手続の流れ】

- ① 清掃組合と構成市町村間の調整
- ② 清掃組合及び構成市町村と広域組合及び構成市町村間の調整
- ③ 知事との連絡・調整（各組合が行う）
- ④ 関係地方公共団体の議会の議決
- ⑤ 法定上の協議
- ⑥ 知事への申請（共同処理する事務の変更の場合）又は届出（解散の場合）
- ⑦ 知事の許可（申請に係るもの）又は受理（届出に係るもの）

【(一) 協議項目3 組合の解散時期】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散時期を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合が現在行っている事務は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合又は各組合の構成団体が承継するが、当該事務の権能が地方公共団体間で重複しないよう留意する必要がある。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合

新施設の稼働にあわせて解散する。

(原則、令和14年3月31日に解散)

(2) 利根東部衛生施設組合

新施設の稼働にあわせて解散する。

(原則、令和14年3月31日に解散)

【(一) 協議項目 4—(1) 事務の移管時期 / ごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務 (二箇村、利根東部)】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合がそれぞれ共同処理する事務のうち、現行のごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務の移管時期等を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行のごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務は、新施設が稼働するまでの間、沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合が継続して行うものである。

3 調整方針

現行のごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務は、それぞれ現在の組合が行うこととする。

(他団体への事務移管は生じない)

【(一) 協議項目4—(2) 事務の移管時期 / し尿処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務 (二箇村)】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合が共同処理する事務のうち、し尿処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務の移管時期等を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の扱い

ア 沼田市外二箇村清掃施設組合が共同処理

沼田市、川場村、昭和村、※みなかみ町

※ みなかみ町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により沼田市外二箇村清掃施設組合に、し尿処理を委託

イ 片品村は、村の事務として単独処理

(2) 沼田市外二箇村清掃施設組合解散後の当該事務の処理

案1) 利根沼田広域市町村圏振興整備が承継する。

ア 5市町村による共同処理

イ 一部の市町村による共同処理 (複合的一部事務組合)

※ 衛生センターは5市町村のし尿処理が可能 (処理能力 78k1/日)

案2) 構成団体 (沼田市、川場村、昭和村) が承継し、みなかみ町との委託契約は解約 (各市町村の事務として、それぞれ単独処理を行う)。

案3) 沼田市、川場村、昭和村の共有財産として沼田市が管理する。

(川場村、昭和村等は、沼田市に事務を委託する)

(3) 移管時期

移管に係る事務手続が必要だが、移管に伴う施設整備は不要のため、ごみ処理広域化に先行して移管することが可能である。

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合が承継することとし、合理化を図るため、移管時期は (仮) 令和12年4月1日 (解散の2年前) とする。なお、財産の承継 (処分) 及び負担金の割合については、当該協議項目で調整する。

【(一) 協議項目4—(3) 事務の移管時期 / 廃棄物の収集に関する事務 (利根東部)】について

1 調整内容

利根東部衛生施設組合が共同処理する事務のうち、廃棄物の収集に関する事務の移管時期を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の扱い

片品村及び沼田市利根町は、利根東部衛生施設組合が共同処理

(2) 利根東部衛生施設組合解散後の事務処理について

片品村及び沼田市が、それぞれ単独で行う。

(3) 移管時期

新施設の稼働にあわせて構成市村 (片品村及び沼田市) へ移管する。

3 調整方針

(1) 片品村及び沼田市が、それぞれ単独で行う。

(2) 移管時期は、新施設の稼働にあわせて (仮) 令和14年4月1日とする。

【(一) 協議項目 4—(4) 事務の移管時期 / 最終処分場の設置、維持管理及び処理に関する事務 (利根東部)】について

1 調整内容

利根東部衛生施設組合が共同処理する事務のうち、最終処分場の設置、維持管理及び処理に関する事務の移管時期を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の最終処分場の設置、維持管理及び処理に関する事務は、利根東部衛生施設組合が解散するまでの間、当該組合が行うものである。

処分場の廃止手続、覆土等必要な土木工事は、利根東部組合が行う。

将来にわたる責任とリスク分担の観点から、片品村又は沼田市 (利根町) 単体で承継すべきでない。

(2) 利根東部衛生施設組合解散後の事務処理について

最終処分場は、利根沼田広域圏市町村圏振興整備組合には引き継がない。

3 調整方針

(1) 組合解散後の事務処理については、施設の位置を考慮して沼田市が行い、費用負担に関しては、利根東部衛生施設組合同規約第 13 条第 2 項による負担金の割合とする。

(2) 移管時期は、新施設の稼働にあわせて (仮) 令和 14 年 4 月 1 日とする。

(3) 責任及びリスク分担は、片品村及び沼田市が負うものとする。

【(一) 協議項目5—(1) 組合財産の処分 / 現金】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分（現金。基金を含む。）の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（現金。基金を含む。）

沼田市外二箇村清掃施設組合同規約第13条第2項第1号イの規定による負担金の割合で沼田市、川場村、昭和村に帰属させる（分配する）。

(2) 利根東部衛生施設組合の財産（現金。基金を含む。）

利根東部衛生施設組合同規約第13条第2項の規定による負担金の割合で沼田市及び片品村に帰属させる（分配する）。

【(一) 協議項目5—(2) 組合財産の処分 / 土地】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分(土地)の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産(土地)

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

(2) 利根東部衛生施設組合の財産(土地)

ア 尾瀬クリーンセンターの土地 片品村が所有
片品村に返還する。

イ 最終処分場の土地 利根東部衛生施設組合が所有

片品村及び沼田市の共有財産(持ち分はそれぞれ1/2)として帰属させる。

【(一) 協議項目5—(3) 組合財産の処分 / 建物】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分(建物)の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産(建物)

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

(2) 利根東部衛生施設組合の財産(建物)

ア 尾瀬クリーンセンターの建物

片品村及び沼田市の共有財産(持ち分はそれぞれ1/2)として帰属させる。ただし、建物の利用方法によっては帰属先が変更になる場合がある。

イ 最終処分場の建物

片品村及び沼田市の共有財産(持ち分はそれぞれ1/2)として帰属させる。

【(一) 協議項目5—(4) 組合財産の処分 / 動産】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分(動産)の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産(動産)

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

(2) 利根東部衛生施設組合の財産(動産)

ア 尾瀬クリーンセンターの動産

片品村及び沼田市の共有財産(持ち分はそれぞれ1/2)として帰属させる。ただし、動産の利用方法によっては帰属先が変更になる場合がある。

イ 最終処分場の動産

片品村及び沼田市の共有財産(持ち分はそれぞれ1/2)として帰属させる。

【(一) 協議項目5—(5) 組合財産の処分 / 債権】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分(債権)の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産(債権)

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

(2) 利根東部衛生施設組合の財産(債権)

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

【(一) 協議項目5—(6) 組合財産の処分 / 債務】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分（債務）の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（債務）

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

(2) 利根東部衛生施設組合の財産（債務）

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

【(一) 協議項目5—(7) 組合財産の処分 / 地方債】について

1 調整内容

沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に伴う財産処分（地方債）の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

案1) 構成市町村に帰属させる。

案2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（地方債）

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

現在、該当なし

(2) 利根東部衛生施設組合の財産（地方債）

利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。

現在、該当なし

【(一) 協議項目6 組合職員の採用】について

1 調整内容

統廃合後の職員の採用の扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

一時的に職員数が増加するが、退職者と新規採用者のバランス、職員の年齢構成等について調整を図る必要がある。

職員数の適正化、過剰人員の整理、優遇退職制度の検討が必要

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合が新たに共同処理する事務の業務量を推計した上で職員全体の年齢構成や人事管理等を考慮し、組織の活力を維持できるよう、長期的な計画に基づき職員採用を行うものとする。

【（一）協議項目7 加入する一部事務組合等（総合事務組合、公平委員会の共同設置等）との協議】について

1 調整内容

統廃合後の群馬県市町村総合事務組合における共同処理及び群馬県市町村公平委員会の共同設置の扱いを定めるもの。

(1) 群馬県市町村総合事務組合

平成2年10月1日設立 35市町村24一部事務組合1広域連合で組織

(2) 群馬県市町村公平委員会

令和2年4月1日共同設置 24市町村20一部事務組合1広域連合

主な事業内容は、① 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する職員からの措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。② 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③ 職員からの苦情の処理に関すること。④ その他、法律に基づき公平委員会の権限とされている事務（職員団体の登録等）である。

2 協議に当たっての考え方

(1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部清掃施設組合が、現時点で群馬県市町村総合事務組合において共同処理している事務は次のとおり。

ア 市町村等職員への退職手当の支給

イ 業務中に被災した市町村等の議会議員や非常勤職員への損害補償

(2) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部清掃施設組合は、群馬県市町村公平委員会を共同設置している。

3 調整方針

現行の運用を引き継ぎ、市町村等職員への退職手当の支給事務及び業務中に被災した市町村等の議会議員や非常勤職員への損害補償事務を、群馬県市町村総合事務組合において共同処理する。群馬県市町村公平委員会の共同設置を継続する。

【（一）協議項目 8 一部事務組合同規約の改正・廃止手続】について

1 調整内容

一部事務組合同規約の改正・廃止手続の調整方針を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

- (1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合
承継する事務に係る規約の改正（変更）手続を行う。
- (2) 沼田市外二箇村清掃施設組合
解散に係る規約の改正（変更）・廃止手続を行う。
- (3) 利根東部衛生施設組合
解散に係る規約の改正（変更）・廃止手続を行う。

3 調整方針

各組合は、別紙スケジュール（案）によりそれぞれの規約の改正（変更）・廃止手続を行うこととする。

事務の移管時期が組合の解散前となる場合は、適宜規約の改正（変更）手続を行うこととする。

【（一）協議項目9 統合組合の組織機構】について

1 調整内容

統廃合後の組織機構を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の組織機構

ア 沼田市外二箇村清掃施設組合 3課3係

※ 職員配置は、課長級及び係長級各1名が、それぞれ3課及び3係を兼務

イ 利根東部衛生施設組合 1課2係

ウ みなかみ町 1課2係

(2) 衛生センター業務に係る組織機構について

沼田市外二箇村清掃施設組合の衛生センター業務を利根沼田広域市町村圏振興整備組合が引き継いだ場合でも、組織機構に影響しない。

3 調整方針

現行の組織機構を参考に、利根沼田広域市町村圏振興整備組合内に新施設の設置、維持管理及び処理を行う組織（衛生センター業務を含む。）として、1課2係の組織を設置する。

【(一) 協議項目10 職員の任用方針】について

1 調整内容

統廃合後の沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の解散に係る職員の任用方針について定めるもの。

2 協議に当たったの考え方

(1) 一部事務組合の解散による失職後の措置

ア 利根沼田広域市町村圏振興整備組合が引き継ぐ。

イ 沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の構成団体が引き継ぐ。

ウ 利根沼田広域市町村圏振興整備組合又はイの構成団体が引き継ぐ。

(2) 管理職ポスト（管理職数とポストの調整）

3 調整方針

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の一般職の職員は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合が引き継ぐ。

(2) 利根東部衛生施設組合の一般職の職員は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合又は片品村が引き継ぐ。

(3) 職名及び任用については、統廃合時の利根沼田広域市町村圏振興整備組合又は片品村の例による。

(4) 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、統廃合後速やかに給料の格差是正を行う。

【(一) 協議項目 1 1 - (1) 採用 (試験、計画)】について

1 調整内容

統廃合後のごみ処理体制を想定した採用 (試験、計画) について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 職員数等

	職員数※1 R6. 4. 1	うち定数 ※2	うち市町村 派遣職員	条例 定数	職員数※3 R14. 4. 1	R6 →R14
利根沼田広域市町村圏振興整備組合	44	40	7	40	35	△ 9
沼田市外二箇村清掃施設組合	11	11	1	20	6	△ 5
利根東部衛生施設組合	15	10	4	11	13	△ 2
合 計	70	61	12	71	54	△ 16

※1 令和6年4月1日現在。消防職員除く。派遣、再任用、会計年度任用職員含む。

※2 短時間再任用、会計年度任用職員除く。

※3 一般職員、再任用職員を65歳定年、派遣職員、会計年度任用職員数を現状維持とした場合の職員数

(2) 現行の採用試験

	試 験 内 容	備 考
利根沼田広域市町村圏振興整備組合	1次試験：筆記（教養、適正） 2次試験：面接	筆記試験：民間業者委託 面接試験：組合実施
沼田市外二箇村清掃施設組合	1次試験：筆記（一般、適正） 2次試験：面接	筆記試験：民間業者委託 面接試験：組合実施
利根東部衛生施設組合	1次試験：選考試験	

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 1 1 - (2) 職員の任免 (分限、懲戒)】について

1 調整内容

統廃合後の職員の任免 (分限、懲戒) の扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

利根沼田広域市町村圏振興整備組合	沼田市の例による
沼田市外二箇村清掃施設組合	
利根東部衛生施設組合	片品村の例による

各組合の関係条例の比較においては、有意差は認められなかった。

- ・ 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- ・ 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ・ 沼田市職員の懲戒処分に関する基準
- ・ 沼田市職員の懲戒処分に関する公表基準

行政処分に係る諮問機関の有無

	行政処分 審査委員会	交通事故 審査委員会※
利根沼田広域市町村圏振興整備組合	○	○
沼田市外二箇村清掃施設組合	×	×
利根東部衛生施設組合	○	×

※ 交通事故に係る審査のほか、懲戒処分の有無のみ審査

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 1 1 - (3) 職員の服務】について

1 調整内容

統廃合後の職員の服務の扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

利根沼田広域市町村圏振興整備組合	沼田市の例による
沼田市外二箇村清掃施設組合	
利根東部衛生施設組合	片品村の例による

勤務時間等

	利根沼田広域市 町村圏振興整備 組合	沼田市外二箇村 清掃施設組合	利根東部 衛生施設組合
勤務時間	8:30～17:15	8:30～17:15	8:30～17:15
1週間当たり	38時間45分	38時間45分	38時間45分
週休日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日	日曜日及び土曜日
休日	祝日法、年末年始	祝日法、年末年始	祝日法、年末年始

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 1 1 - (4) 昇任、昇給、昇格】について

1 調整内容

統廃合後の職員の昇任、昇給、昇格の基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱いは、利根沼田広域市町村圏振興整備組合及び沼田市外二箇村清掃施設組合が沼田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和42年沼田市規則第4号）の例によるものとし、利根東部衛生施設組合が片品村職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年片品村規則第3号）の例によるものとしている。初任給基準は同じ扱いであるが、級別資格基準（4級以上。3級までは同じ）、昇給号給数等の扱いは異なる。

給与実態調査（給与カード）における昇給制度には差異はない。

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 1 1 - (5) 給料、諸手当】について

1 調整内容

統廃合後の職員の給料、諸手当の基準を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱いは、利根沼田広域市町村圏振興整備組合及び沼田市外二箇村清掃施設組合が沼田市の職員について定めるこれらの条例の規定の例によるものとし、利根東部衛生施設組合が片品村職員について定めるこれらの条例の規定の例によるものとしている。

令和6年度給与実態調査（給与カード）における比較項目

	利根沼田広域市町村圏振興整備組合	沼田市外二箇村清掃施設組合	利根東部衛生施設組合
一般行政職級数	7級	7級	6級
技能労務職級数	3級	3級	3級
通勤手当(距離区分)	国と異なる	国と異なる	国と同じ
初任給調整手当	研究者等 2,500円	研究者等 2,500円	なし
宿日直手当	5,700円	なし	なし
管理職手当	課長級 62,300円 課長補佐級 49,600円	課長級 62,300円 課長補佐級 49,600円	課長級 41,500円 課長補佐級 31,700円
管理職員特別勤務手当	課長級 7,000円 課長補佐級 6,000円	課長級 7,000円 課長補佐級 6,000円	— 課長補佐級 4,000円
勤勉手当	支給基礎額に扶養手当を含む(国と異なる)	支給基礎額に扶養手当を含む(国と異なる)	支給基礎額に扶養手当を含まない(国と同じ)

特殊勤務手当

	利根沼田広域市町村圏振興整備組合	沼田市外二箇村清掃施設組合	利根東部衛生施設組合
清掃作業手当	—	日額 750円	日額 600円

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐこととし、清掃作業手当は沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 11-(6) 公務災害補償】について

1 調整内容

統廃合後の職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）又は通勤による災害によって生じた損害の補償について協議するもの。

2 協議に当たっての考え方

利根沼田広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合とも地方公務員災害補償基金群馬県支部による扱い。

3 調整方針

現行の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目11-(7) 旅費】について

1 調整内容

統廃合後の職員の旅費支給基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

(1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合

沼田市職員等の旅費に関する条例(昭和40年沼田市条例第11号)の例によるが、日当及び宿泊料については利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長等の旅費に関する条例(昭和45年条例第6号)の規定による。 / 日当(県外) 1,300円、宿泊料 13,100円

(2) 沼田市外二箇村清掃施設組合

沼田市職員等の旅費に関する条例の例による。

/ 日当(県外) 1,300円、宿泊料 13,100円

(3) 利根東部衛生施設組合

片品村旅費支給条例(昭和26年片品村条例第26号)の例による。

/ 日当(県外) 2,600円、宿泊料 12,000円

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 11 - (8) 人事評価】について

1 調整内容

統廃合後の職員の人事評価の手続き等を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

- (1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合
沼田市職員の人事評価実施規程に基づき実施
- (2) 沼田市外二箇村清掃施設組合
独自の職員の人事評価実施規程に基づき実施
- (3) 利根東部衛生施設組合
片品村職員の人事評価実施規程に基づき実施。

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 11 - (9) 休暇、職務免除】について

1 調整内容

統廃合後の職員の休暇及び職務専念義務免除について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 休暇

	利根沼田広域市町村圏振興整備組合	沼田市外二箇村清掃施設組合	利根東部衛生施設組合
休暇の種類	年次有給休暇、病 気休暇、特別休 暇、介護休暇、介 護時間及び組合休 暇	年次有給休暇、病 気休暇、特別休 暇、介護休暇、介 護時間及び組合休 暇	年次有給休暇、病 気休暇、特別休 暇、介護休暇、介 護時間及び組合休 暇
年次有給休暇	20日	20日	20日
年休繰越	20日	20日	20日
病気休暇 (私傷病)※1	90日 (+90日)	90日 (+90日)	90日 (+90日)
特別休暇	25項目 ※夏休5日間	25項目 ※夏休5日間	20項目 ※夏休3日間
介護休暇	3回 / 通算6月以内	3回 / 通算6月以内	3回 / 通算6月以内
介護時間 ※2	2時間/1日	2時間/1日	2時間/1日

※1 任命権者が必要と認めて承認を得たものに係る期間の延長

※2 要介護者の一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内

(2) 職務に専念する義務の免除

ア 利根沼田広域市町村圏振興整備組合及び沼田市外二箇村清掃施設組合
沼田市の例による。

研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合（人間ドック等）、理事長、管理者が定める場合（消防団活動等）

イ 利根東部清掃施設組合

片品村の例による。

研修を受ける場合、厚生（人間ドック等）、任命権者が認めたもの（消防団活動等）、リフレッシュ休暇

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 1 1 - (10) 研修】について

1 調整内容

統廃合後の職員の研修について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現状

- (1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合
研修概要（各年度ごとの研修計画）に基づき実施
令和6年度は17件の研修を予定
- (2) 沼田市外二箇村清掃施設組合
初任者研修、新任係長人事考課研修（沼田市主催）
フォークリフト等実務資格講習
- (3) 利根東部衛生施設組合
施設管理者の資格要件に係る研修（ごみ処理、破碎、最終処分）

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の研修内容を引き継ぐ。

（沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合が実施している
廃棄物処理施設の維持管理等に関する研修は引き継ぐ。）

【(一) 協議項目 1 1 - (11) 福利厚生】について

1 調整内容

統廃合後の職員に適用される福利厚生について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

(1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合

ア 共済組合：群馬県市町村職員共済組合

イ 互助会等：広域圏職員互助会（ドック助成金、各種祝金、弔慰金、見舞金）

(2) 沼田市外二箇村清掃施設組合

ア 共済組合：群馬県市町村職員共済組合

イ 互助会等：沼田市職員互親会（ドック助成金、各種祝金、弔慰金、見舞金）

(3) 利根東部衛生施設組合

ア 共済組合：群馬県市町村職員共済組合

イ 互助会等：片品村職員互助会

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目 1 1 - (12) 職員組合】について

1 調整内容

職員組合との交渉について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行

(1) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合

／ 利根沼田広域市町村圏振興整備組合職員組合
(沼田市役所職員労働組合)

(2) 沼田市外二箇村清掃施設組合

／ 沼田市外二箇村衛生施設組合職員組合
(沼田市役所職員労働組合)

(3) 利根東部衛生施設組合

／ 片品村職員組合

3 調整方針

職員団体から、一部事務組合の統廃合協議に関し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

統廃合前は各一部事務組合が交渉に当たるものとし、統廃合後は利根沼田広域市町村圏振興整備組合が交渉に当たるものとする。

【(一) 協議項目13-(3) 負担金の割合 衛生センターの維持管理費】について

1 調整内容

衛生センターの維持管理費について構成市町村の費用負担の割合を調整する。

2 協議に当たっての考え方

費用負担の考え方は、人口割、搬入量割、平等割やそれらの組み合わせによるものなどがあるが、公平性が確保される費用負担となるよう留意する。

案1) 新ごみ処理施設の維持管理費の負担割合とは別の割合とする。

案2) 新ごみ処理施設の維持管理費の負担割合と同じ割合とする。

3 調整方針

負担金分賦割合		摘 要
平均割	10%	搬入量割は、前々年度の搬入量とする。
搬入量割	90%	

【(一) 協議項目13-(4) 負担金の割合 衛生センターの工事請負費】について

1 調整内容

衛生センターの工事請負費について構成市町村の費用負担の割合を調整する。

2 協議に当たっての考え方

費用負担の考え方は、人口割、搬入量割、平等割やそれらの組み合わせによるものなどがあるが、公平性が確保される費用負担となるよう留意する。

案1) 新ごみ処理施設の建設費の負担割合とは別の割合とする。

案2) 新ごみ処理施設の建設費の負担割合と同じ割合とする。

3 調整方針

負担金分賦割合	摘 要
平均割 17.5%	人口割に用いる人口は最近施行の国勢調査人口とする。
人口割 82.5%	

【(一) 協議項目14 事務管理システム】について

1 調整内容

統廃合後の事務管理システムの扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現時点において、利根沼田広域市町村圏振興整備組合は人事給与システム、沼田市外二箇村清掃施設組合は人事給与システム、利根東部衛生施設組合は人事給与、財務会計、例規システムを使用しており、人事給与システムは3組合とも同じシステムである。

3 調整方針

統廃合時の利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。

【(一) 協議項目15 条例、規則、訓令等の制定改廃】について

1 調整内容

統廃合後の条例、規則、訓令等の制定改廃について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

利根沼田広域市町村圏振興整備組合は、現在、一般廃棄物に係る事務を共同処理していないことから、当該事務に係る条例等はない。

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。上程する議案を含めて、同組合事務局で事務を行う。